

栃木県警察と社団法人栃木県警備業協会との相互通報要領の実施について

(平成2年5月21日)

(栃防第3号、栃外第4号、栃搜一第6号)

栃木県警察(以下「警察」という。)と社団法人栃木県警備業協会(昭和61年4月1日に社団法人栃木県警備業協会という名称で設立された法人をいい、以下「協会」という。)が別添「栃木県警察と社団法人栃木県警備業協会との相互通報要領」を制定し、重要又は緊急な事件・事故等が発生した際に相互通報を実施することとしたので、所属職員に周知徹底を図り、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

最近における警察事象は、高速交通網の整備等に伴って犯罪は広域化、スピード化の傾向を一段と強めていることにかんがみ、警察と協会に加入している警備業者(以下「協力会員」という。)とが、重要又は緊急な事件・事故等が発生した際に相互に情報を通報し、発生した事件・事故等を早期に解決し、もって県内の社会公共の安全と秩序の維持を図ろうとするものである。

2 協会及び協力会員

- (1) 協会は、一般社団法人格を有する団体であつて、県内において警備業を営む警備業者を会員として組織されている。
- (2) 協力会員は、協会に加盟している警備業者のうち、機械警備業務、現金輸送業務、交通誘導業務を行っている業者である。

3 相互通報要領の解釈及び運用

(1) 警察からの通報

警察からの通報は、協力依頼及び解除の2種類とし、次により行うものとする。

ア 協力依頼の通報

- (ア) 通信指令課長は、別添要領に定める事件(以下「対象事件」という。)について、主管課長の要請により、関係警察署長に協力依頼の指令を行うものとする。
- (イ) この場合主管課は、協力依頼することにより犯罪捜査上支障が生ずる場合、または、被害者その他の関係者に危害が及ぶおそれのある場合には、協力依頼を行わないものとする。
- (ウ) 対象事件が隣接県で発生した場合で、広域緊急配備等に関する協定第3条各号(① 犯罪が発生して間がないこと。②犯人の特徴が明らかであること。③犯人が隣接する他県警察署管内へ逃走する可能性が高いこと。)に該当するときは、前記「(ア)」により協力依頼を行うものとする。

イ 解除の通報

- (ア) 通信指令課長は、犯人の検挙、時間の経過等により緊急配備を解除するときは、併せて関係警察署長を通じ協力会員に対する解除の通報を行うものとする。
- (イ) 緊急配備を解除する以前に前記「(ア)(イ)」等の事情が生じ協力会員に対する解除の通報を行う必要があると主管課長が判断したときは、通信指令課長に対し解除の要請を行い、通信指令課長は関係警察署長を通じ解除の通報を行うものとする。

(2) 協力会員からの通報

協力会員からの通報は、警察から通報依頼のあった事項のほか、警備員が巡回中に火災、危険物の爆発、工作物の損壊等危険な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、被害の拡大防止、交通の確保等のため緊急に警察措置が必要と認めたときは通報するものとする。

(3) 通信系統

ア 警察から協力会員へ通報する場合は、別表1のとおりとする。

イ 協力会員から警察へ通報する場合は、別表2のとおりとする。

(4) 留意事項

- ア 警察からの通報に基づく協力会員の活動は、通常の警備業務を通じて行うこととしているので、担当区域外にある道路上での監視や勤務外の警備員の招集等は求めないものとする。
- イ 警察は、協力会員が法令により特別の権限が与えられていないものであり、又協力会員に対し、直接指揮命令ができないものであること等を十分に理解しあくまでも協力を依頼するという観点に立って運用するものとする。
- ウ 警察は、協会及び協力会員の立場を尊重して良好な関係を保持し、通報業務を迅速、的確に行うことができるよう努めるものとする。
- エ 警察からの通報に当たっては、個人の秘密にわたる事項及び情報提供者の身辺に危害が及ぶような内容は通報しないよう配意すること。

(5) 送信簿の記載

- 関係警察署長は、協力依頼及び解除の通報を別添送信簿に記載して、処理するものとする。

(6) 協議

- この要領の実施について疑義が生じた場合は、警察本部長と協会長とが協議するものとする。